

宮古島市地域づくり支援事業（公募型）について

【募集条件について】

- ・ 5名以上の団体であること。
- ・ 地域活性につながる事業であること。
- ・ 団体の規則等を作成していること。

※基本的に上記の条件を満たしていることが必要になります。

【補助金額】

- ・ 1団体50万円上限

【募集期間】

令和8年5月18日（月）～令和8年6月19日（金）

【必要書類】

- ・ 申請様式（3つ）+チェックシート（署名済み）
- ・ 団体の規定等

詳しい内容については、別紙募集要項をご覧ください。

市民生活部 市民協働課
担当：古謝
電話：0980-73-4905

令和8年度 宮古島市地域づくり支援事業(公募型)募集要項

I 事業の概要

1 趣旨・目的

地域の個性及び資源を活かした「自主的で個性豊かな宮古島」を推進する地域づくり団体等に補助金を交付し、活動の支援を行う。

この事業は、地域の活性化に向けて、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」宮古島市にふさわしい地域づくり活動を支援することにより、自主的で個性豊かな地域社会を構築することを目的とする。

2 補助金の額

○1団体50万円を上限とする。

3 補助対象者

合併前の市町村を単位とする区域のうち、地域づくり協議会が設置されていない平良地域において活動を行う団体とする。

4 対象となる団体の要件等

- (1) 構成員が5人以上の団体であること。
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業でないこと。
- (3) 代表者は納税の義務を果たしていること。
- (4) 当該年度に完了する事業であること。
- (5) 国、地方公共団体（外郭団体や各種団体を通じて行うものを含む。）の補助金等の交付を受けない事業であること。
- (6) 本事業補助金を同事業内容で過去に3回の補助金交付を受けていない団体であること。

5 対象となる事業

- (1) 地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業
- (2) 地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業
- (3) 地域の環境美化、エコ活動を図るための事業
- (4) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (5) 地域のスポーツ振興を図るための事業
- (6) 地域の福祉・健康づくりを図る事業
- (7) 青少年の健全育成を図る事業
- (8) 安心、安全な地域づくりを図るための事業
- (9) その他市長が必要と認める事業

6 対象となる活動費

上記活動を行うのに必要な経費（謝礼金、旅費交通費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費等）

ただし、次に掲げる経費等は対象外とします。その他、下記補助対象・補助対象外経費一覧を必ずご確認ください。

①団体の事務所を維持するための経費

（例）×事務所の家賃や光熱水費

②団体の経常的な活動に要する経費

（例）×経常業務を行う事務局員の人件費等

③団体の構成員の飲食や親睦、謝礼に要する経費

（例）×懇親会費等

○会議の茶菓子代、○講演会講師（構成員外）の昼食代

④高額な備品の購入費

1つの備品で購入金額が概ね10万円を越えるものは対象としません。

（例）×12万円の芝刈り機を1台購入する場合は認めない。

○3万円の刈払機を4台購入して合計が12万円となる等の場合は認める。

⑤不動産の購入費

補助対象・補助対象外経費一覧

経費項目	対象となる経費例	対象とならない経費例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・催し物等を開催する場合の講師等への謝礼 ・調査及び研究に係る謝礼等 <p>（宮古島市「講師等謝礼金支払基準」を基に計上する。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手土産代、賞品、記念品等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の活動場所までの交通費の実費 ・会議等に出席するための交通費の実費 ・講師等の宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> ・催し物参加者の交通費 ・国外への旅費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・1品3万円未満の物品（事務用品、資料作成のためのコピー用紙などの消耗品）の購入費用 ・研修会等参加料 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する消耗品等の購入費用
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の実施に必要なガソリン代等 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する燃料費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスターの印刷製本費 ・コピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に要するコピー代・印刷製本費

光熱水費	・補助対象事業の実施に必要なガス・水道・電気代等	・事務所の維持・運営に要する経費
郵便料等	・補助対象事業に係る文書を送付するための切手代等 ・インターネット使用料、電話代	・補助対象事業以外に要する切手代、インターネット使用料、電話代等 ・電話・インターネット回線等において、個人と団体が共有で使用している等の理由により、使用者ごとの経費が明確に分けられないもの。
保険料	・イベント保険掛金・ボランティア保険掛金 ・補助対象事業に不可欠な自動車等の損害賠償保険掛金	・参加者が任意で加入する保険料等
委託料	・催し物等の警備・会場設営費等の費用	・当該補助事業の再委託経費 ・事務所の管理委託経費
使用料 賃借料	・催し物等を開催するための会場使用料 ・補助対象事業に要する機器や物品の借り上げ料	・事務所としての施設の使用料
備品購入費	・補助事業実施に必要不可欠と認められる備品の購入費	・車両購入代 ・私的に使用されると思われる物 ・事業の目的にそぐわない物
その他	・上記以外で、補助事業の実施に必要であると市長が認めたもの	

※ 団体の維持経費・経常経費及び人件費は補助金の対象になりません。

※ 領収書等がない等使途が不明なものは補助の対象になりません。

※ 査定後（交付決定後）であっても、補助金運用として不適切であると認められる場合、補助金の取り消しや返還を求める場合があります。

7 補助金の決定

補助金の交付を希望する団体を広く市民に公募し、審査委員会により補助対象団体の選考と補助金交付額の査定を行います。審査結果は市長に報告され、補助対象事業を内定します。

8 事業の完了

補助金の交付を受けた団体は、原則として年度内に事業を完了させるものとします。事業は実績報告書の提出をもって完了とします。

II 活動の募集等

1 申請様式の配布

日 時：令和8年5月11日（月）から配布開始

配付場所：市民生活部 市民協働課（宮古島市役所 総合庁舎1階）

※宮古島市のホームページからもダウンロードできます。

【市の組織>>市民生活部>>市民協働課>>お知らせ欄】

2 応募期間

令和8年5月18日（月）～ 令和8年6月19日（金）

3 応募方法

下記担当者へ申請様式及び団体の規約を提出

3 連絡先

市民生活部 市民協働課（総合庁舎1階）（開庁時間内 12:00～13:00を除く）

電 話 73-4905

F A X 73-1987

※活動内容や申込書記載内容のヒアリングを行いますので、郵送等の応募はできません。必ず活動内容等の分かる方が持参してください。なお、お越しになる際は、お手数ですがご予約のうえでお越しください。

Ⅲ 審査

1 事業内容の審査

応募のあった事業については、一次審査を市民協働課で行い、二次審査を宮古島市地域づくり支援事業補助金(公募型)審査委員会が行います。

2 審査基準

- ① 地域の活性化につながる活動であること。(5点)
- ② 独自の発想や新たな視点による(独創的な)活動であること。(5点)
- ③ 波及効果や新たな展開が期待できる(発展的な)活動であること。(5点)
- ④ 計画や費用が実現可能で妥当な(実現性のある)活動であること。(5点)
- ⑤ 自立できることが期待される(自立性のある)活動であること。(5点)

3 審査方法

- ① 審査員は、審査基準に対し5段階で評価を行います。
- ② 獲得点数の高いものから、順位を決定します。
- ④ 同点の場合は、審査員の多数決で決定します。
- ⑤ 審査結果(交付団体の選考と交付額の査定)を市長に報告します。

4 交付額の査定

事業予算書の支出に対象とならない経費が含まれている場合、または、通常より著しく高額な経費が含まれている場合はその経費について減額することがあります。

(例) 講師の謝礼や交通費が通常より著しく高額な場合

査定後(交付決定後)であっても、補助金運用として不適切であると認められる場合、補助金の取り消しや返還を求める場合があります。

5 交付団体の決定

内定通知を団体の代表者に通知し、補助金交付申請書の提出を受け決定します。補助金の交付を辞退する団体が出た場合には、審査順位により順位を繰り上げる場合があります。

※宮古島地域づくり活動支援事業補助金(公募型)交付要綱」により、手続を行います。

6 活動状況(事業効果)の公表

補助金の交付を受けた団体は、活動状況(事業効果)を市民の方に広く紹介していただくため、宮古島市HP等で活動状況を公表するものとします。